

厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令案（仮称）の概要

1. 改正の趣旨

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）の一部の施行等に伴い、年金関係の行政手続において新たに個人番号を利用することとするため、関係省令について所要の改正を行うもの。

2. 改正の内容

- ① 現在、厚生年金保険法施行規則（昭和 29 年厚生省令第 37 号）第 35 条第 2 項等の規定により、以下の年金の受給権者に対し、住民票コードの報告を求めることができることとされているところ、今般、住民票コードに代わり番号利用法第 2 条第 5 項に規定する個人番号の報告を求めることができることとする。
 - ・ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）による老齢厚生年金、障害厚生年金及び遺族厚生年金
 - ・ 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）による老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金及び寡婦年金
 - ・ 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 8 年法律第 82 号）附則第 16 条第 3 項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付
 - ・ 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成 13 年法律第 101 号）附則第 16 条第 3 項の規定により厚生年金保険の実施者である政府が支給するものとされた年金である給付
- ② 日本年金機構における個人番号の利用開始に伴い、国民年金原簿に記録する厚生労働省令で定める事項として、個人番号を追加する。
- ③ 国民年金法第 108 条の 4 において基礎年金番号の告知要求制限が規定されているが、その例外について規定している国民年金法施行規則（昭和 35 年厚生省令第 12 号）第 97 条第 3 項に掲げる事務に、確定拠出年金法（平成 13 年法律第 88 号）第 70 条第 2 項に規定する個人型年金加入者を使用する事業主の事務等を追加する。

④ その他所要の規定の整備を行う。

3. 根拠条文

- ・ 厚生年金保険法第 28 条及び第 101 条
- ・ 国民年金法第 14 条、第 108 条の 4、第 108 条の 5 及び第 110 条

4. 施行期日

- ・ 2 の②から④までについて：平成 29 年 1 月 1 日（予定）
- ・ 2 の①について：平成 29 年 1 月 16 日（予定）